

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る
事業主の電子署名の省略について

日頃から、雇用保険行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 20 年 6 月 23 日付け「社会保険労務士の電子申請における社会保険及び雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について」（職保発 0623001 号、庁文発第 0623002 号。以下、「平成 20 年通知」という。）により、お知らせしているところですが、令和 2 年 4 月 1 日から、経済産業省が提供する、一つの ID パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム（以下、「G ビズ ID」という。）を活用した電子申請サービスが開始され、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 80 号）に基づき、これまでの電子証明書に加えて G ビズ ID も利用可能となることから、令和 2 年 4 月 1 日以降の取扱いを下記のとおり改めることとしましたので、貴連合会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これに伴い、平成 20 年通知は廃止いたします。

記

1 対象手続

対象となるのは、社会保険労務士が、電子申請により事業主の提出代行を行う雇用保険関係手続です。

2 社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものについて

事業主の電子署名の代替となり得る「社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるもの」とは、委任状、契約書等の名称にかかわらず、事業主が自らの申請書等の提出に関する手続を自らに代わって当該社会保険労務士に行わせることとしていることが明らかであるもの（以下「証明書」という。）をいいます。

なお、電子申請に添付する証明書（電磁的記録化されたもの）は、必ずしも印影の赤色が確認できるものでなく、白黒のもので差し支えありません。

3 証明書の具体例について

証明書は、その内容から、有効なものであることを明確に判断できるものでなければなりません。

証明書の具体例は、別紙1のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要です。

なお、令和2年4月1日以降に証明書の新規交付を行う場合は、別紙1の様式によることとなりますが、令和2年3月31日より前に使用されていた別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができます。

(別紙 1)

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____ ㊟
--------------------	---

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

令和2年3月31日をもって新規交付終了

(別紙2)

提出代行に関する証明書（継続委託用）

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 ㊟
--------------------	--

○厚生労働省令第八十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「法」という)第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法令(告示を含む)、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令(告示を含む)の規定に基づく手続等(法第六条から第九条までの適用を受けるものを除く)を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法令(告示を含む)、条例、地方公共団体の規則並</p>	<p>厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「法」という)第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法令(告示を含む)、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令(告示を含む)の規定に基づく手続等(法第三条から第六条までの適用を受けるものを除く)を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法令(告示を含む)、条例、地方公共団体の規則並</p>

びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法第六条から第九条までの規定及び第三条から第十三条までの規定の例による。この場合において、当該手続等が他の法令(法律及び政令を除き、告示を含む)の規定により電磁的記録のみを使用して行うこととしているものであるときは、法第六条及び第七条並びに第四条第一項及び第九条中「書面等」とあるのは「電磁的記録」と、第四条第一項及び第九条中「記載すべき」とあるのは「記録すべき」と読み替えるものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能(当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る)を備えているものとを電気通信回線で接続したものとす。

(申請等の入力事項等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項(次項に規定する事項を除く)及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、前条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法第三条から第六条までの規定及び第三条から第八条までの規定の例による。この場合において、当該手続等が他の法令(法律及び政令を除き、告示を含む)の規定により電磁的記録のみを使用して行うこととしているものであるときは、法第三条及び第四条並びに第三条第一項及び第六条第三項中「書面等」とあるのは「電磁的記録」と、第三条第一項及び第六条第三項中「記載すべき」とあるのは「記録すべき」と読み替えるものとする。

(新設)

(申請等の入力事項等)

第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項(次項に規定する事項を除く)及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令（告示を含む。）の規定により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力させることができる。

（削る）

3 | 行政機関等は、申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合（法第十一条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

4 | 一～三 （略）

5 | 法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、第一項に規定する申請等を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付する方法とする。

（削る）

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令の規定により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力させることができる。

3 | 前二項に規定する入力は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

4 | 行政機関等は、申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

5 | 一～三 （略）

6 | 第一項の規定により申請等を行った者が手数料を納付するときは、当該申請等を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。

7 | 第一項の規定により申請等を行った者が法令（法律及び政令を除き、告示を含む。）の規定により収入印紙をもって納付しなければならないとされている手数料を納付す

（電子署名等）

第五条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行うおとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 （略）

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三・四 （略）

2 （略）

3 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行うおとする者は、これらの番号を法第六条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

4 | 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等を行うおとする者は、識別番号及び暗証番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

るときは、当該手数料を収入印紙をもって納付しなければならないとする規定にかかわらず、当該手数料を現金で納付することができる。

（電子署名等）

第四条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行うおとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 （略）

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三・四 （略）

2 （略）

3 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行うおとする者は、これらの番号を法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

（新設）

5| 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することとして申請等を行うおとす者は、識別番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

6| 前三項の規定による申請等を行うおとす者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ第三項若しくは第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は前項の規定による申請等に係る識別番号の通知を受けている者については、この限りでない。

7| 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、第三項若しくは第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は第五項の規定による申請等に係る識別番号を付し、これらの番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

8| 前項の通知を受けた者は、第六項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

(署名等に代わる措置)

第六条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(新設)

4| 前項の規定による申請等を行うおとす者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ前項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

5| 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

6| 前二項の規定により識別番号及び暗証番号を通知された者は、第四項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

(署名等に代わる措置)

第五条 法第三条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等

一| 電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること

二| 前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力すること

三| 前条第四項に規定する識別番号及び暗証番号を入力し生体認証符号等を使用すること

四| 前条第五項に規定する識別番号を入力し生体認証符号等を使用すること

2 法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一| 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二| 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

三| 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 法第四条第四項及び第六条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

(新設)

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能(当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。)を備えているものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(処分通知等の入力事項等)

第九条 (削る)

行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規

(新設)

(処分通知等の入力事項等)

第六条 行政機関等は、法第四条第一項の規定により、電子情報処理組織による申請等に対する可否の応答として処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする行政機関等は、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を法第四条第一項に規定する行

定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合

(新設)

政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(新設)

(新設)

(縦覧等の方法)

第十二条 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(作成等の方法)

第十三条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(縦覧等の方法)

第七条 行政機関等は、法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(作成等の方法)

第八条 行政機関等は、法第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第三号」を「第三条第五号」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十条

二 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第四十五条（労働基準法施行規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

- 一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十九条の三
二 じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第三十八号
三 労働災害防止団体系施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）第十三条

四 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）第十三条

五 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第一百条の二

六 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第七十五条（栄養士法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第二十条第二項

二 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第七号第三項

三 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第七号第三項

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第七号とする。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正）

第六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を削る。

第五条の四第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第五号の三とする。

（最低賃金法施行規則の一部改正）

第七条 最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「情報通信技術活用法」という。）第六号第一項」に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第一条第五号」を「情報通信技術活用法」という。）第三条第七号」に改める。

第八十条第一項及び第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第二項」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第九条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四百四十五条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。第三条第一項を「情報通信技術活用法」という。第六条第一項に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項及び第三項」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第十条 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。第三条第一項を「情報通信技術活用法」という。第六条第一項に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第二項」に改める。